



議案第四九号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年六月二十七日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾叁年六月二十七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和三十九年三朝町条例第一六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「二万五千元」を「三万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用する。